

8 年度 債務負担行為見積書

局名 福祉子どもみらい局 所属名 子ども家庭課 (直通045-210-4465) (単位 千円)

事項	標準化対応児童扶養手当システム開発運営費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	県債	その他	
見積額	191,487	-		令和8年度 ～ 令和12年度	191,487	73,567	-	-	117,920

査定額	191,487	-		令和8年度 ～ 令和12年度	191,487	73,567	-	-	117,920
-----	---------	---	--	----------------------	---------	--------	---	---	---------

事業概要等

- 事業の概要
  - 目的 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」が施行され、全自治体は標準準拠システムを利用しなければならないこととなったため、運用中の児童扶養手当システムを廃止し、標準準拠システムへ移行する。
  - 内容 児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行作業のうち、システム導入及び運用に係る作業の委託
    - システム移行時の設定
    - データ移行
    - 運用テスト・研修
    - 次期システムに合わせた既存環境の設定変更
    - プロジェクト管理
    - 運用開始
- スケジュール
 令和8年度中に上記アからカまでの作業を行い、以降の令和9年度から令和12年度までの期間において、運用・保守を行う。
- 限度額の積算内訳
 児童扶養手当システム導入・本番データ移行・運用保守費 191,487千円